

九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（乳幼児）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	九度山町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（乳幼児）
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月22日条例第21号）別表第一第1の項 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（乳幼児）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年9月28日条例第17号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、老人、（乳幼児）、重度心身障害児者、ひとり親家庭及びその他特別の事情を有する者に対し、各医療費の一部を支給することによりその者の（健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に資すること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		<ul style="list-style-type: none"> ・九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年9月28日条例第17号） ・九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年9月29日規則第12号）
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条による乳幼児医療費の受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第8条 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第8条 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第8条 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第8条 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条による乳幼児医療費の受給資格の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第8条 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第8条 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第8条 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第8条 九度山町乳幼児医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第12号）第3条第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年12月21日
独自利用事務の対象者	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児及び親権を行う者その他の者で乳幼児を現に監護し、生計を維持している保護者

番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	